

指定管理者の指定について

葉山町子育て支援センターの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称 葉山町子育て支援センター
- 2 指定管理者
 - (1) 名 称 特定非営利活動法人 葉山風の子
 - (2) 主たる事務所の所在地 葉山町下山口 624 番地の 7
- 3 指 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 11 月 28 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

葉山町子育て支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものです。

葉山町子育て支援センター指定管理候補者について

1 法人の名称等

特定非営利活動法人 葉山風の子
理事長 山浦彩子

2 選考方法

公募型プロポーザル
応募法人 町内事業者 2 者

3 指定管理候補者の選考の経過

(1) 選考委員会の設置

葉山町子育て支援センター指定管理者選考委員会設置要綱に基づき設置

(2) 選考委員会の開催

- ・令和 5 年 10 月 24 日（火） 委員長選出、概要・経過説明、評価方法の確認等
- ・令和 5 年 10 月 27 日（金） 応募者によるプレゼンテーション、委員からの質疑応答及び選考

4 選考委員会での選定方法

(1) 選 定

書類審査及び面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）により、葉山町子育て支援センター条例第 6 条に規定する指定管理者の基準の適合及び提案の評価を行い、最高得点者を指定管理候補者として決定

(2) 選定基準及び配点等

指定管理候補者の選定にあたっては、「住民の平等利用が確保されているか等、指定の基準に関する事項」、「業務遂行にあたっての理念、方針、計画、活動内容等に関する事項」及び「指定管理料提案額に関する事項」の 3 つの観点から評価

「特定非営利活動法人 葉山風の子」の概要

1 法人の名称

特定非営利活動法人葉山風の子

2 主たる事務所の所在地

三浦郡葉山町下山口 624 番地の 7

3 法人の設立年月日

平成 18 年 10 月 23 日

4 法人の目的

子どもたちの健全な育成を支援するため、保育園運営、子育て支援及び放課後児童健全育成に関する事業を行い、明るい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

5 事業概要

(1) 保育園運営に関する事業

保育が必要な乳幼児の保育と育成

(風の子保育園：葉山町上山口 1658 番地の 2)

(2) 子育て支援に関する事業

葉山町子育て支援センターの運営

(3) 放課後児童健全育成に関する事業

小学生の放課後の安全を守り、様々な体験を通して、児童の健全な育成を図る。

(風の子学童クラブ：葉山町一色 1441 番地)